

佐賀県告示第290号

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金徴収等規則第3条第1項に規定する徴収金基準(昭和63年佐賀県告示第440号)の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月24日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																						
<p>措置児童等(母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦。以下同じ。)単位に、当該措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者(自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。)の税額等により、その世帯を表1(療育の給付を受けた児童の世帯は表3)の税額等による階層区分に分け、当該階層区分に対応する施設種別ごとの徴収金基準月額に定める額とする。ただし、表2の規定による措置児童等に係る算定額が、表1で定める徴収金基準月額に満たないときは、当該算定額とする。</p>	<p>措置児童等(母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦。以下同じ。)単位に、当該措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者(自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。)の税額等により、その世帯を表1(療育の給付を受けた児童の世帯は表3)の税額等による階層区分に分け、当該階層区分に対応する施設種別ごとの徴収金基準月額に定める額とする。ただし、表2の規定による措置児童等に係る算定額が、表1で定める徴収金基準月額に満たないときは、当該算定額とする。</p>																						
<p>表1</p>	<p>表1</p>																						
<p>児童入所施設徴収金基準額表</p>	<p>児童入所施設徴収金基準額表</p>																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="232 922 689 970" rowspan="2">税額等による階層区分</th> <th colspan="2" data-bbox="689 922 1106 970">徴収金基準月額</th> </tr> <tr> <th data-bbox="689 970 898 1295">入所施設</th> <th data-bbox="898 970 1106 1295">母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、<u>情緒障害児短期治療施設通所部</u>、自立援助ホーム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="232 1295 689 1343">略</td> <td colspan="2" data-bbox="689 1295 1106 1343"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="232 1343 689 1391">備考</td> <td colspan="2" data-bbox="689 1343 1106 1391"></td> </tr> </tbody> </table>	税額等による階層区分	徴収金基準月額		入所施設	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、 <u>情緒障害児短期治療施設通所部</u> 、自立援助ホーム	略			備考			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1160 922 1617 970" rowspan="2">税額等による階層区分</th> <th colspan="2" data-bbox="1617 922 2024 970">徴収金基準月額</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1617 970 1825 1295">入所施設</th> <th data-bbox="1825 970 2024 1295">母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、<u>児童心理治療施設通所部</u>、自立援助ホーム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1160 1295 1617 1343">略</td> <td colspan="2" data-bbox="1617 1295 2024 1343"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 1343 1617 1391">備考</td> <td colspan="2" data-bbox="1617 1343 2024 1391"></td> </tr> </tbody> </table>	税額等による階層区分	徴収金基準月額		入所施設	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、 <u>児童心理治療施設通所部</u> 、自立援助ホーム	略			備考		
税額等による階層区分		徴収金基準月額																					
	入所施設	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、 <u>情緒障害児短期治療施設通所部</u> 、自立援助ホーム																					
略																							
備考																							
税額等による階層区分	徴収金基準月額																						
	入所施設	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、 <u>児童心理治療施設通所部</u> 、自立援助ホーム																					
略																							
備考																							

改正前	改正後
<p>1 この表における「入所施設」とは、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、児童自立支援施設、<u>情緒障害児短期治療施設</u>、乳児院、指定発達支援医療機関(入所に限る。)、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 同一世帯において2人以上の措置児童がある場合においては、その月の徴収金基準月額のうち最も多い措置児童以外の措置児童に係る徴収金基準月額は、上表の規定により算定された徴収金基準月額に0.1を乗じて得た額とする。ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は同法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合は、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額 + 児童入所施設に係る徴収金基準額 × 0.1 × (当該世帯における施設入所児童の人数 - 1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、<u>情緒障害児短期治療施設通所部</u>の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は同法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知)」等の徴収金基準額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額(児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに同法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は同法第24条</p>	<p>1 この表における「入所施設」とは、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、児童自立支援施設、<u>児童心理治療施設</u>、乳児院、指定発達支援医療機関(入所に限る。)、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 同一世帯において2人以上の措置児童がある場合においては、その月の徴収金基準月額のうち最も多い措置児童以外の措置児童に係る徴収金基準月額は、上表の規定により算定された徴収金基準月額に0.1を乗じて得た額とする。ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は同法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合は、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額 + 児童入所施設に係る徴収金基準額 × 0.1 × (当該世帯における施設入所児童の人数 - 1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、<u>児童心理治療施設通所部</u>の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は同法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知)」等の徴収金基準額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額(児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに同法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は同法第24条の20</p>

改正前	改正後
<p>の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。)をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>6 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準月額は0円とする。</p> <p>7</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 入所妊産婦に係る徴収金基準月額は、上表の規定にかかわらず、出産一時金の額にB階層にあっては当該額の20%、C階層にあっては当該額の30%、D階層のうち所得税の額が8,400円以下の場合にあっては当該額の50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準月額に加える額とする。</p> <p>なお、この表の徴収金基準月額は、その入所した日から退所される日までの期間に係る徴収金基準月額とみなす。</p> <p>8 略</p>	<p>に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。)をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>6 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準月額は0円とする。</p> <p>7</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 入所妊産婦に係る徴収金基準月額は、上表の規定にかかわらず、出産一時金の額にB階層にあっては当該額の20%、C階層にあっては当該額の30%、D階層のうち所得税の額が8,400円以下の場合にあっては当該額の50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準月額に加える額とする。</p> <p>なお、この表の徴収金基準月額は、その入所した日から退所する日までの期間に係る徴収金基準月額とみなす。</p> <p>8 略</p>

表 2

施設	措置児童等に係る算定額
児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童自立支援施設、乳児	略

表 2

施設	措置児童等に係る算定額
児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童自立支援施設(通所部	略

改正前		改正後	
院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム又は里親		を含む。)、児童心理治療施設(通所部を含む。)、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム又は里親	
略		略	
注 略		注 略	
表3 略		表3 略	